

建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル

【アスファルト類】

令和元年 8 月

山形県県土整備部

改定履歴

年月	区分	備考
平成 20 年 12 月	制定	
令和元年 8 月	一部改定	表記の適正化

アスファルト類についての運用

平成 20 年 9 月 16 日付け通知において、地域によって著しい価格の上昇が見られる資材について、請負者からの請求に基づき、発注者が請負代金額への影響があると判断した場合についても、単品スライド条項の適用対象品目とすることができるとしたところである。

この場合には、鋼材類の取扱いに準ずる事としているが、アスファルト類が対象品目となる場合の運用については、以下のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については鋼材類に準じ実施することとする。

1 価格高騰の理由

・対象としようとする品目について、その価格とその上昇の理由の内訳の根拠を把握することが必要。

・単品スライドの対象としようとする品目の価格高騰の理由として、建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項に「特別な要因」とされており、原油価格の引き上げに伴う原材料価格の引き上げのように、その原因について、発注者と受注者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるような理由が必要である。このため、対象としようとする品目については、その品目の原材料や加工費、運搬費等毎に、価格内訳根拠及び高騰理由が明確になるよう、受注者に情報提供を求めることが必要である。

2 対象材料の考え方

・対象材料は、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定される。

・対象材料については拡充通達では規定はしておらず、対象材料については工事毎に協議により決定する。直轄工事において一般的に使用されているアスファルト類は、アスファルト混合物とアスファルト乳剤であるが、原油価格の変動と連動して価格が変動しているストレートアスファルト、改質アスファルト、その他アスファルトを主要材料としたものも対象材料とすることができる。

3 対象数量

- ・アスファルト類は、設計図書に数量が記載されていない場合が一般的であるため、発注者の設計数量の数量内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。
- ・性能規定方式等により、積算時の想定と実際の施工時の舗装構成が異なる場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されていないが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は次の式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^{\ast} \times (1 + \text{ロス率}^{\ast})$$

（アスファルト乳剤の散布量）

$$\text{面積} \times \text{散布量}^{\ast}$$

※ 締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は標準的な数値が土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）に記載されているが、それによりがたい場合は別途考慮する。

- ・上記により算出した発注者の設計数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。具体的には、次のとおりである。

証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注）設計数量：上記により算出した数量

証明数量：受注者から証明された数量

- ・しかし、設計図面において数量が明記されている場合は、鋼材類の場合と同様、その数量・搬入月を証明できない場合は当該材料をスライドの対象としない。

証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、機労材集計表として材料毎に集計した結果を出力することができる。
- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、鋼材類の任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

4 請求時期

- ・請求時点で、スライド額が確定できない場合は、概算額で良いこととする。
- また、単品スライド条項の協議開始時は原則として、証明資料を添付することとするが、施工時期の関係上、証明資料（領収書等）の提出が困難な場合は、証明資料が揃い次第、提出するものとし、スライド額を確定させることとする。

5 受注者への確認事項

- ・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類で購入価格の証明を求める。

・工場渡りで、購入した場合は、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

- ・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

（参考）

仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

6 単価（変動後の実勢価格の算定）

・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。